

こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザル審査委員会設置
要綱

〔令和2年6月29日〕
〔2小商第455号〕

(設置)

第1条 こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザル実施要綱（令和2年6月29日2小商第454号）第5条に規定する関係書類（以下「関係書類」という。）の評価基準及び基準点並びに同要綱第8条に規定する技術提案書（以下「技術提案書」という。）の評価基準の設定に関すること。
- (2) 前号の評価基準に基づき、関係書類の審査並びに技術提案書の内容の聴取等及び審査を行い、その結果を市長に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充て、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小牧商工会議所が推薦する者
- (2) 地域活性化営業部長
- (3) 地域活性化営業部次長
- (4) 財政課長
- (5) 商工振興課長

3 委員会に委員長を置き、地域活性化営業部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員は、第2条第2号に規定する審査の結果を市長に報告した後

に解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。